

富山県産前産後ヘルパー派遣事業に係る事業者指定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、富山県産前産後ヘルパー派遣事業の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）第2条の規定に基づく事業者の指定に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 市町村の委託を受けて、家事又は育児の支援を行う者（以下「ヘルパー」という。）を派遣するサービスを実施しようとする者は、富山県知事（以下「知事」という。）の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、産前産後ヘルパー派遣事業者申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

3 前項に規定する添付書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	部 数
産前産後ヘルパー派遣事業者申請にかかる誓約書	様式第2号	1部
事業者概要	様式第3号	1部

(資格)

第3条 前条の指定を受けることができる者は、次の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 富山県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 当該事業を確実に遂行できる体制を有し、次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 利用者の自宅にヘルパーを派遣して家事又は育児の支援を行う事業の実施について定款等基本約款に定めがあること。
 - ② 当該事業について、3年以上の事業実績があること。（常態として、その事業を行っていることと認められること。）
 - ③ ヘルパーの派遣調整や利用者との連絡調整にあたるため、サービスの実施について、指揮・監督する管理者（以下、「管理者」という。）を常勤で配置していること。ただし、当該事業の管理に支障がない限り、他の職務を兼務していてもさしつかえないものとする。
 - ④ 管理者は、本事業の趣旨を理解したうえで、ヘルパーの派遣について一元的に管理し、各市町村との委託契約の遵守、その他事業実施に必要な指揮監督を行うこと。
 - ⑤ 管理者及びヘルパーは、次のいずれかの資格等を持つ者とする。
 - ア 訪問介護員2級以上又は介護職員初任者研修課程修了
 - イ 保育士
 - ウ 保健師
 - エ 看護師
 - オ 准看護師

- カ 家事支援又は子育て支援業務に従事したことのある者
- キ その他、子育て経験者等、出産後間もない時期の育児に理解と認識のある者
- ⑥ ヘルパーの健康管理・疾病の早期発見のために、採用時及び採用後に、健康状態の把握を定期的に行える常態であること。
- ⑦ 資質向上のため、採用時及び採用後に、定期的・計画的に研修を実施していること。
(救急に関する研修を含む)
- ⑧ サービス提供にかかるマニュアル等を作成し、作業手順等についてヘルパーに徹底していること。(サービス提供時の清潔の保持、医療法制(禁止事項)の遵守を含む)
- ⑨ 緊急時における対応マニュアルを整備していること。
- ⑩ 利用者に対し、苦情対応責任者をあらかじめ明らかにし、常時、利用者からの相談に備えること。
- ⑪ 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うこととし、あらかじめ、損害保険に加入すること。
- ⑫ 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に配慮し、正当な理由なく業務上知りえた秘密を漏らすことのないよう、ヘルパーに徹底していること。
- (3) 前条に定める申請書等を提出した日から指定の決定までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(審査及び決定)

第4条 知事は、申請書等を受理したときは、その内容について審査し、指定の可否について決定するものとする。

2 知事は、前項による指定を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 前条の規定による指定を受けた者(以下「事業者」という。)は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、知事に届け出なければならない。

(指定の取消)

第6条 知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。
- (2) 実施要綱及び市町村と締結する委託契約書の規定に違反したとき。
- (3) 第3条に規定する資格に該当しなくなったとき。

2 知事は、前項により登録の取消を行ったときは、当該事業者に通知するものとする。

(指定の辞退)

第7条 事業者は、サービスを実施できなくなったときは、知事に届け出なければならない。

(台帳の整備)

第8条 知事は、事業者の状況に変更があった場合には、速やかに関係各市町村長に通知するものとする。

附 則

この要項は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。